

茨城県
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年3月変更

茨城県

< 目 次 >

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の主旨	1
第2節 計画対象区域及びPCB廃棄物	3
第3節 計画期間	3
第4節 計画策定の基本的な考え方	3
第5節 計画の見直し	4
第2章 PCB廃棄物の保管・使用の現状	5
第1節 PCB保管量の現状	5
1 性状と利用用途	5
2 法規制と保管量の実態	5
第2節 PCB廃棄物等の保管・使用の現状	6
1 PCB廃棄物の発生量	6
2 年度別発生量の推計方法	7
3 処分見込量	7
第3章 PCB廃棄物処理体制の確保	12
第1節 処理体制の現状	12
1 全国における処理体制の現状	12
2 PCB廃棄物の処理技術	13
3 PCB廃棄物の収集運搬	14

第2節 処理体制確保のための方策	14
1 適正保管のための方策	15
2 適正な収集運搬のための方策	15
3 効率的な広域的処理体制確保のための方策	16
第3節 広域的な処理体制と処理施設の整備	16
1 広域的処理施設整備の基本的考え方と施設の概要	16
2 処理施設整備にあたっての配慮事項	16
第4章 PCB廃棄物の適正処理推進に向けた方策	18
第1節 確実・適正な処理体制の確保と推進	18
1 PCB廃棄物の計画的な処理の推進	18
2 安全かつ効率的な収集運搬計画の策定	18
3 中小保管事業者等の処理促進に関する支援	19
第2節 適正処理等に関する指導・周知の徹底	20
1 保管事業者に対する適正処理等の監視指導の徹底	20
2 使用事業者に対する適正管理の周知・徹底	21
3 収集運搬過程における安全対策の周知・徹底	21
第3節 広域的管理体制の整備と情報公開の推進	22
1 広域的な連絡体制の整備	22
2 保管・管理情報等のデータベース化の促進	22
3 事業者や県民の理解を深めるための情報公開の推進	22

第5章 計画の推進に向けた協力体制	25
第1節 関係者の責務と役割	25
1 PCB廃棄物保管事業者	25
2 国, JESCO	25
3 県	25
第2節 計画の推進	26

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の主旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、電気絶縁性、熱安定性に優れ、不燃性などの特性を有することから、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ、熱媒体、感圧複写紙（ノンカーボン紙）などに幅広く使われてきた。

わが国では、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、昭和47年以降その製造及び販売、新たな使用等が事実上禁止された。また、PCBの処理に関しては、これまで処理施設の設置の動きが幾度かあったものの、処理施設の設置に関し周辺住民の理解が得られなかったこと等から、その処理体制の整備が著しく停滞し、約30年の長期にわたりほとんど処理が進まず、事業者による保管が続いた。

こうした処分が目途がつかない長期にわたる保管が継続する中で、高圧トランスや高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の紛失や行方不明等が国の調査で明らかになり、PCBによる環境汚染の拡大等が懸念される状況となった。

一方、PCBに係る国際的な動きとしては、PCB等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球環境汚染を防止するため、PCBを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃（平成37年までに使用停止、平成40年までに処分完了）を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成13年5月にストックホルムにおいて採択され、わが国においては平成14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たした。

このような状況から、わが国のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が公布され、同年7月15日から施行された。

また、国においては、PCB特措法第6条に基づき、全国的なPCB廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）を平成15年4月に策定し、PCB廃棄物の広域処理事業を打ち出した。

本県を含む北関東、甲信越、東北および北陸15県のPCB廃棄物の処理については、処理施設が目処が立たない状況であったが、平成15年11月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対して、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（以下「15県」という。）を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請を行い、本県としても平成16年1月に北海道に対して要請を行った。これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内において二十数回にわたり説明会を開催するなどして種々検討を行い、処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、安全性を確保するための

受入条件の承諾を前提に、国からの要請が受諾された。これを受けて、国においては、処理基本計画を変更し、平成16年5月7日に公告を行った。

また、環境事業団（現在の独立行政法人環境再生保全機構）のPCB廃棄物処理事業は、日本環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号、現在の間接貯蔵・環境安全事業法）に基づき、平成16年4月から、PCB廃棄物処理を行う国の唯一の機関として、国の全額出資により設立された日本環境安全事業株式会社（現在の間接貯蔵・環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）に承継され、北海道PCB廃棄物処理事業（以下「北海道事業」という。）の実施については、同年6月30日、同社の「PCB廃棄物処理事業計画」について、環境大臣の認可がなされた。

さらに、平成16年7月には、北海道及び15県、室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）を設置し、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとした。

その後、国はJESCOを活用してPCB廃棄物の処理施設の整備に着手し、北海道及び室蘭市の協力や地域住民の理解を得て、平成20年から北海道事業による処理が始まった。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まったところである。

JESCOによる処理は、平成24年度末時点で、PCBを使用した高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）については56%、PCBを使用した高圧コンデンサ及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧コンデンサ等」という。）については44%が完了し、また、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物（以下「安定器等・汚染物」という。）の処理も北海道事業では平成25年に開始された。

しかし、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となったことから、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号。以下「PCB特措法施行令」という。）の改正を行い、処理期限を平成39年3月31日まで延長した。

また、国のPCB廃棄物処理基本計画においては、全国5箇所にあるJESCOのPCB処理事業所の処理能力を相互に活用することの一環として、安定器等・汚染物については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所において処理することとし、計画的処理完了期限、事業終了準備期間を設け、高圧トランス等及び高圧コンデンサ等、安定器等・汚染物については最長でも平成37年度までに処理することとした。

本計画は、P C B特措法第7条の規定及び国の処理基本計画に基づき、P C B廃棄物による環境汚染を未然に防止し、将来にわたって県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るとともに、保管・使用事業者によるP C B廃棄物の早期かつ計画的な処分を図ること等を目的とするものである。

第2節 計画対象区域およびP C B廃棄物

本計画の対象とする区域は、茨城県内の全域を対象とし、対象とする廃棄物は、P C B特措法第2条に定めるP C B廃棄物とする。

P C B廃棄物の具体的な種類・製品は、表-1に示すとおりである。

表-1 計画対象とするP C B廃棄物の種類及び製品の種類

①高圧トランス	②高圧コンデンサ	③低圧トランス	④低圧コンデンサ
⑤柱上トランス	⑥安定器	⑦廃P C B	⑧P C Bを含む廃油
⑨感圧複写紙（ノーカーボン紙）	⑩ウエス	⑪汚泥	⑫その他の機器等

※高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。

第3節 計画期間

本計画の期間は、P C B特措法施行令で期限内の処分（平成39年3月31日まで）が定められていることから、平成18年度から平成38年度までとする。

第4節 計画策定の基本的な考え方

本県のP C B廃棄物の処理にあたっては、国の処理基本計画（平成15年4月策定、平成26年6月最終変更）において、北海道事業において処理することとされていることから、本県の処理計画は、北海道の「P C B廃棄物処理計画（平成15年8月策定、平成17年3月変更）」及び室蘭市の「P C B廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方（平成14年12月策定）」を踏まえ、次の事項を基本原則として策定する。

- (1) 本県において保管されているP C B廃棄物及びP C Bが含まれる使用中の製品のうち、北海道P C B処理事業所で処理する高圧トランス等及び高圧コンデンサ等については平成34年度末までに、また、安定器等・汚染物については平成

35年度までに処理する。

また、PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となっても（以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）と、PCB廃棄物であって、PCBによる汚染の程度が一定値以下のもの（以下「低濃度PCB含有廃棄物」という。）については、平成38年度末までに処理する。（以下「微量PCB汚染廃電気機器」と「低濃度PCB含有廃棄物」を合わせて「低濃度PCB廃棄物」という。）

- (2) 本県に存在するPCB廃棄物は、設置されている自社処理施設で処理するものと低濃度PCB廃棄物を除き、室蘭市内に設置されているJESCOの拠点的広域処理施設で処理を行うことを基本とする。
- (3) 処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、本県は関係者と必要に応じて連携し収集運搬の体制整備を図ることとする。
- (4) 本県は、県内の保管事業者及び収集運搬事業者に対し、国の策定したPCB廃棄物収集運搬ガイドライン（平成16年3月策定、平成23年8月改訂）の遵守及び北海道が策定した「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（平成18年12月策定、平成25年3月改訂）」等に沿って、安全かつ効率的な収集運搬が実施されるよう指導監督を行う。
- (5) 北海道事業における処理施設の稼働に伴う環境監視や情報の提供について協力する。

第5節 計画の見直し

本計画で掲げた目標の達成状況を点検・評価するため、本計画の前提としている北海道PCB廃棄物処理事業の実施状況を勘案しつつ、適宜、計画の進捗状況について点検することとし、国の基本計画の変更など大きな情勢の変化があった場合は、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管・使用の現状

第1節 PCB保管量の現状

1 性状と利用用途

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、ビフェニル骨格（ $C_{12}H_{10}$ ）の水素が塩素で置換されたものの総称であり、209種類の異性体を有する。このうち、コプラナーPCBは、ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に位置付けられる物質である。

PCBは、化学的に安定、熱的に分解しにくい、酸化されにくい、電気絶縁性が高い、沸点が高いなどの様々な性質を有していることから、主としてトランスやコンデンサなどの絶縁油、集中暖房などの熱媒体やノンカーボン紙などの感圧複写紙など広い用途で使われていた。

一方、PCBは、残留性有機汚染物質の一つであり、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、皮膚毒性、肝毒性、神経毒性などの様々な症状を引き起こすことが報告されている。なかでも、コプラナーPCBは強い毒性を有することが知られている。

2 法規制と保管量の実態

PCB特措法により規制の対象となるPCB廃棄物の定義は、「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。」とされている。また、これらPCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事又は政令市長（廃棄物処理法上の政令市）に届出る義務が規定されており、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっている。

保管事業者は、毎年6月末までに、県民センター総室県央環境保全室及び各県民センター環境・保安課に保管状況の届出を行うこととなっている。平成25年3月31日現在の保管状況（使用中のものを除く。）は、表-2のとおりである。

なお、表-2には、平成25年3月31日現在の全国における保管状況も参考に示した。

本県におけるPCBを含む高圧トランス等及び高圧コンデンサ等は、1,128所の事業場で8,250台余り保管されており、全国の3.8%程度である。また、安定器も約376所の事業場で全国の約2%に相当する117,325個余りが保管されている。この他、低圧トランス・低圧コンデンサや感圧複写紙などが百数十箇所の事業場で保管されている。なお、柱上トランスについては、そのほとんどが東京電力株式会社に保管されている。

表一 2. PCB 廃棄物の保管状況 (全体)

廃棄物の種類	茨城県 (平成 25 年 3 月 31 日現在)		(参考) 全国 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量
高圧トランス	283	989 台	7,247	29,538 台
高圧コンデンサ	845	7,261 台	31,798	183,458 台
低圧トランス	27	188 台	777	35,164 台
低圧コンデンサ	105	58,926 台	3,886	1,674,776 台
柱上トランス	7	3,960 台	302	1,469,970 台
安定器	383	117,325 個	15,569	5,810,262 個
廃 PCB	17	1770.441kg	338	457t
PCB を含む廃油	115	791,336.3742kg	3,839	60,455t
感圧複写紙	10	1,463.309kg	357	682t
ウエス	84	61,565.454kg	2,834	748t
汚泥	14	106,622.08kg	439	19,855t
その他の機器等	401	4,698 台	18,208	564,206 台

※PCB特措法に基づく届出により算出したものであり、平成25年3月31日現在の数値である。

第 2 節 PCB 廃棄物等の保管・使用の現状

1 PCB 廃棄物の発生量

PCB は、昭和 49 年には「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」により、その製造、輸入及び新たな使用が禁止されている。しかしながら、昭和 49 年以前から使用されているものについての法的規制はなく、現時点でもトランスや安定器など使用がなされているものも存在する。これらはいずれ使用が終了されるので、廃棄物として発生量を見込む必要がある

表一 3. PCB 使用製品の使用状況 (全体)

廃棄物の種類	茨城県 (平成 25 年 3 月 31 日現在)		(参考) 全国 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量
高圧トランス	142	457 台	2,083	7,287 台
高圧コンデンサ	138	275 台	3,613	10,788 台
低圧トランス	18	23 台	174	1,138 台
低圧コンデンサ	2	8 台	161	21,533 台
柱上トランス	4	33 台	41	409,710 台
安定器	30	3,197 個	1,043	164,486 個
廃 PCB	2	0.4844kg	22	416kg
PCB を含む油	2	-kg	33	31,596kg
感圧複写紙	0	0kg	-	-
ウエス	0	0kg	-	-
汚泥	0	0kg	-	-
その他の機器等	162	923 台	5,650	35,633 台

※平成25年3月31日現在のPCB特措法第8条に基づく届出の報告に基づき算出した。

表－３にＰＣＢ使用製品の使用状況を示す。使用中のＰＣＢの大部分は電気機器に含まれ、「電気事業法」によりＰＣＢ使用工作物の報告が義務付けられていることから、電気事業法の所轄官庁である関東東北産業保安監督部を通じて、その使用状況について把握しているところであるが、電気事業法による報告がない事業場でＰＣＢ特措法による保管届出の際に使用報告があった場合は、その事業場を加え合計としている。

2 年度別発生量の推計方法

使用中のＰＣＢを含む電気機器等の廃棄物への転換量を推計することは、耐用年数が一定ではなく容易ではないことから、ＰＣＢ特措法施行令の定める処理期限や国の処理基本計画にある計画的処理完了期限を基本に算定することとする。

(ア) 使用中の電気機器類等のうち、北海道ＰＣＢ処理事業所で処理する高圧トランス等及び高圧コンデンサ等については平成３４年度までに、安定器等・汚染物については平成３５年度末までに計画的に使用が中止され、廃棄物となることを見込む。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物については、平成３８年度末までに計画的に使用を中止し、廃棄物となることを見込む。

(イ) 発生量は、使用中のＰＣＢを含む電気機器等の廃棄物への転換量を推計することになるが、耐用年数が一定ではなく容易ではないことから、使用中の電気機器類等のうち、北海道ＰＣＢ処理事業所で処理する高圧トランス等及び高圧コンデンサ等については平成３４年度までに、安定器等・汚染物については平成３５年度末までに計画的に使用が中止され、廃棄物となることを見込み算定する。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物については平成３８年度末までに計画的に使用を中止し、廃棄物となることを見込み算定する。

3 処分見込量

(1) 算定方法

処分見込量は、保管量（Ａ）＋使用量（Ｂ）で算定されるものであり、次の前提条件により算定した。

(ア) 保管量は、ＰＣＢ特措法に基づく保管量の報告（表－２）によることとする。

(イ) 発生量は、前項における算出とする。

(2) 県内の処分見込量

茨城県は、ＰＣＢ特措法に基づく届出については、県民センター総室県央環境保全室並びに県北、鹿行、県南及び県西の各県民センター環境・保安課が管轄しており、県内におけるＰＣＢ廃棄物の処分見込量は、（表－４）～（表－８）に示すとおりである。

また、県内東京電力株式会社各事業所におけるＰＣＢ廃棄物の処分見込量は、（表－９）に示すとおりである。

○茨城県内の管轄状況

窓口機関	管轄市区町村
県民センター総室県央環境保全室	水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村
県北県民センター環境・保安課	日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市，大子町
鹿行県民センター環境・保安課	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，銚田市
県南県民センター環境・保安課	土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，美浦村，阿見町，河内町，利根町
県西県民センター環境・保安課	古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，八千代町，五霞町，境町

**表－４． PCB廃棄物の処分見込み量
(県民センター総室県央環境保全室)**

廃棄物・製品の種類	保管量・使用量			
	保管・使用事業場数	廃棄物の保管量 (A)	製品の使用量 (B)	処分見込み量 (A+B)
高圧トランス	126	311 台	89 台	400 台
高圧コンデンサ	288	944 台	65 台	1,009 台
低圧トランス	21	15 台	20 台	35 台
低圧コンデンサ	37	15,257 台	0 台	15,257 台
柱上トランス	2	1 台	12 台	13 台
安定器	130	50,479 個	1,331 個	51,810 個
廃 PCB	7	10.351kg	-kg	10.351kg
PCB を含む廃油	25	262,832.7235kg	-kg	262,832.7235kg
感圧複写紙	3	106.459kg	0kg	106.459kg
ウエス	15	948.195kg	0kg	948.195kg
汚泥	3	26,798kg	0kg	26,798kg
その他の機器等	119	1,632 台	157 台	1,789 台

**表一五． PCB廃棄物の処分見込み量
(県北県民センター)**

廃棄物・製品の種類	保管量・使用量			
	保管・使用事業 場数	廃棄物の保管量 (A)	製品の使用量 (B)	処分見込み量 (A+B)
高圧トランス	27	50 台	63 台	113 台
高圧コンデンサ	201	1,704 台	54 台	1,758 台
低圧トランス	7	15 台	2 台	17 台
低圧コンデンサ	25	37,729 台	2 台	37,731 台
柱上トランス	2	2,735 台	5 台	2,740 台
安定器	63	25,436 個	0 個	25,436 個
廃 PCB	1	5.9kg	0kg	5.9kg
PCB を含む廃油	14	335,896.43kg	0kg	335,896.43kg
感圧複写紙	0	0kg	0kg	0kg
ウエス	20	51,351.49kg	0kg	51,351.49kg
汚泥	5	46,525.8kg	0kg	46,525.8kg
その他の機器等	85	1,324 台	171 台	1,495 台

**表一六． PCB廃棄物の処分見込み量
(鹿行県民センター)**

廃棄物・製品の種類	保管量・使用量			
	保管・使用事業 場数	廃棄物の保管量 (A)	製品の使用量 (B)	処分見込み量 (A+B)
高圧トランス	22	93 台	21 台	114 台
高圧コンデンサ	78	1,219 台	6 台	1,225 台
低圧トランス	2	105 台	0 台	105 台
低圧コンデンサ	13	3,804 台	0 台	3,804 台
柱上トランス	2	1 台	2 台	3 台
安定器	56	10,412 個	632 個	11,044 個
廃 PCB	1	0.392kg	0kg	0.392kg
PCB を含む廃油	29	136,928.833kg	kg	136,928.833kg
感圧複写紙	1	348.7kg	0kg	348.7kg
ウエス	14	7,319.97kg	0kg	7,319.97kg
汚泥	0	0kg	0kg	0kg
その他の機器等	112	743 台	180 台	923 台

**表一七． PCB廃棄物の処分見込み量
(県南県民センター)**

廃棄物・製品の種類	保管量・使用量			
	保管・使用事業場数	廃棄物の保管量 (A)	製品の使用量 (B)	処分見込み量 (A+B)
高圧トランス	72	158 台	82 台	313 台
高圧コンデンサ	191	2,321 台	97 台	2,268 台
低圧トランス	8	43 台	0 台	99 台
低圧コンデンサ	20	1,980 台	6 台	1,249 台
柱上トランス	1	1,218 台	0 台	469 台
安定器	92	16,641 個	587 個	15,756 個
廃 PCB	9	148.798kg	0.4844kg	54.716kg
PCB を含む廃油	29	48,889.1777kg	0kg	26,488.695kg
感圧複写紙	6	1,008.15kg	0kg	1,091.2kg
ウエス	23	1,805.939kg	0kg	6,403.74kg
汚泥	6	33,298.283kg	0kg	38,448.123kg
その他の機器等	230	905 台	389 台	1,294 台

**表一八． PCB廃棄物の処分見込み量
(県西県民センター)**

廃棄物・製品の種類	保管量・使用量			
	保管事業場数	廃棄物の保管量 (A)	製品の使用量 (B)	処分見込み量 (A+B)
高圧トランス	178	377 台	202 台	579 台
高圧コンデンサ	225	1,073 台	53 台	1,126 台
低圧トランス	7	10 台	1 台	11 台
低圧コンデンサ	12	156 台	0 台	156 台
柱上トランス	4	5 台	14 台	19 台
安定器	72	14,357 個	647 個	15,004 個
廃 PCB	1	1,600kg	0kg	1,600kg
PCB を含む廃油	20	6,789.21kg	-kg	6,789.21kg
感圧複写紙	0	0kg	0kg	0kg
ウエス	12	139.86kg	0kg	139.86kg
汚泥	0	0kg	0kg	0kg
その他の機器等	17	94 台	26 台	120 台

(3) 東京電力株式会社における県内保管量

**表一 九 . 県内東京電力株式会社の保管する
P C B 廃棄物・使用製品**

廃棄物・製品の種類	保管量・使用量		
	廃棄物の保管量 (A)	製品の使用量 (B)	合計 (A+B)
高圧トランス	91 台	18 台	109 台
高圧コンデンサ	5 台	0 台	5 台
低圧トランス	2 台	0 台	2 台
低圧コンデンサ	0 台	0 台	0 台
柱上トランス	3,593 台	※1 台	※1 台
安定器	3,697 個	0 個	3,697 個
廃 PCB	0kg	0kg	0kg
PCB を含む廃油	279,826kg	0kg	279,826kg
感圧複写紙	0kg		0kg
ウエス ※2	45,785kg		45,785kg
汚泥 ※2			
その他の機器等	9108 台	21,033 台	30,141 台

※1:正確な数量は不明（個々に検体を行わないと判別できないため）。

※2:汚泥やウエス等のPCB汚染物については、「ウエス缶」（ドラム缶に封入している）として一括して届出している。

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

第1節 処理体制の現状

1 全国における処理体制の現状

(1) 拠点的広域処理施設の状況

国は、JESCOを活用して地元の地方公共団体と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を図2のとおり進めてきた。

平成13年11月に北九州市に西日本17県分を処理する事業が我が国で最初に認可され、その後、愛知県豊田市、東京都における事業が認可され、平成15年2月19日には大阪事業と同時に室蘭市における北海道事業が認可され、その後、対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月30日、環境大臣から、PCB廃棄物処理事業基本計画の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備された。

その後、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業(平成17年)、東京事業(平成17年)、大阪事業(平成18年)、北海道事業(平成20年)による処理が始まった。

PCB廃棄物は、安全を第一に優先し処理が実施されてきたが、日本全体のPCB廃棄物の処理の進捗が想定よりも遅れていることから、処理促進のため、高圧トランス等及び高圧コンデンサ等について、各PCB処理事業所の処理設備を改造することに加え、処理を行うことが困難な一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行うこととした。

また、安定器等・汚染物については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所の2か所のプラズマ溶解処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物(大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所において処理可能なものを除く。)の処理を行うこととされた。北海道PCB処理事業所では、北海道、15県並びに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県(以下「1都3県」という。)の安定器等・汚染物を処理することとなった。

なお、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、「計画的処理完了期限」、また、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、「計画的処理完了期限」の後に、「事業終了準備期間」を設けられている。

(2) 低濃度PCB廃棄物無害化処理施設の状況

微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われており、現在20事業者が認定を受けているのに加え、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業に係る都道府県等の許可を受けた事業者は現在2事業者となっている。(平成26年11月11日現在)

また、低濃度PCB含有廃棄物については、平成24年から廃棄物処理法に基づく無

害化処理認定制度の処理対象物となっている。

(3) 自社処理施設の状況

この他、民間における自社処理が全国において10ヶ所以上で行われてきており、本県においても、東京電力株式会社茨城支店が所有するPCB廃棄物である柱上トランスが、川崎市に設置されたPCB廃棄物処理施設で処理されている。

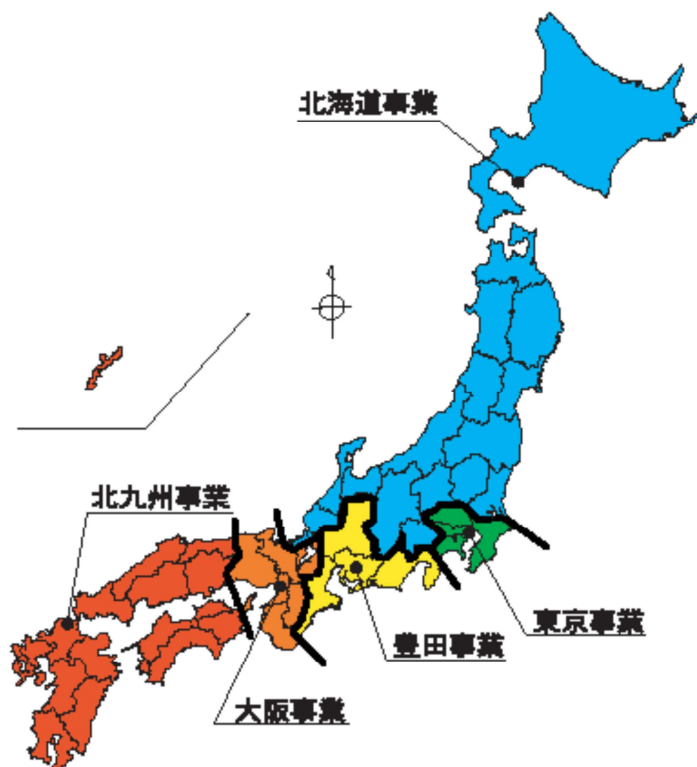


図2 PCB廃棄物の全国処理事業

2 PCB廃棄物の処理技術

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理技術

PCBの処理技術及び分析技術に関する調査研究は、電気事業者や環境プラントメーカーを中心に新技術の開発が進められてきた。これらの技術が適正に開発され、利用できるよう、旧環境庁、旧通産省及び旧厚生省が連携して、技術ヒアリングや実証試験等に基づき、専門家による厳正な技術評価が行われてきた。焼却を除く処理方式としては、廃PCBからのPCBの除去・分離技術やPCBの分解技術がある。そのうち、分解技術については、これまでJESCOで採用の対象としてきたものとして、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法の4つの処理方式がある。

JESCOの北海道PCB処理事業所における高圧トランス等及び高圧コンデンサ等の処理方式は、脱塩素化分解法が採用されたところであり、PCBを日量約1.8トン分解するものである。

また、安定器を含むPCB汚染物（ウエス、汚泥、感圧複写紙等）の処理技術について

ては、ジオメルト法、プラズマ溶融分解法、溶融還元熱分解法、真空加熱法を用いたアルカリ炉法の4つの処理方式が安定器等の処理技術として検討され、そのうちプラズマ溶融分解法が北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所におけるPCB汚染物等の処理技術として選定された。

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理技術

国では、微量PCB汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中のPCB使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策についても検討を進めている。

3 PCB廃棄物の収集運搬

(1) 高濃度PCB廃棄物の収集運搬

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性確保が重要であるが、特に、北海道事業では処理対象区域が広いことから、運搬距離が長く、また、冬期間の凍結路面の輸送リスクもあり、地域特性を考えた十分な検討が必要である。また、様々な形態で保管されているPCB廃棄物を15県及び1都3県（以下「関係都県」という。）から処理施設へ運搬することから、運搬費用をできるだけ抑えるために、効率的な運搬の確保に努め、保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減することが重要である。

国においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方（案）」を公表し、その後、平成14年度に各方面の専門家を集め、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を開催し、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬事業者などが留意すべき事項について検討しており、これらの結果を踏まえ、平成16年3月に「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を策定するとともに、廃棄物処理法の政令、省令の一部改正を行い、PCB廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び許可基準の強化等を図った。

(2) 低濃度PCB廃棄物の収集運搬

国は、平成23年8月に「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を策定し、平成25年6月には、同ガイドラインを改訂し、低濃度PCB含有廃棄物を対象として加えた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定した。

これらのガイドラインでは、PCB廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるPCB廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応策についても明らかにしている。

第2節 処理体制確保のための方策

1 適正保管のための方策

PCBは、廃棄物として長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、保管実態を把握することは容易ではないものの、PCB特措法により、保管の届出が義務化されたことから、これらの実態が明らかにされつつある。

今後とも、潜在する未届け事業者などの発見や立入調査、さらには、不明・紛失に関する追跡調査などをさらに徹底していく必要がある。また、保管状況が悪く、環境中への漏出の可能性のある場合には、保管施設の改善命令などの措置を講ずることが必要である。

このため、北海道と関係都県は、適正な収集運搬を円滑に行うための立入調査を強化するとともに、地域ごとの説明会を通じて保管している機器のPCB含有量などの実態の把握や適正管理が図られるよう指導する。

また、国やJESCOと連携して、PCB廃棄物の保管に関する情報を整備し、インターネットなどで広く県民に提供することとする。また、このことによって、PCB廃棄物の保管、収集運搬、処分に関する情報を総合的に管理していくことが可能となり、未処理事業者の状況などが一般に公開されるので、県民に対して県内における計画的な適正処理推進への情報を提供することができる。

2 適正な収集運搬のための方策

(1) 高濃度PCB廃棄物の収集運搬

北海道は、積雪寒冷地域であり、冬期間（12月～3月）における冬型の交通事故が多く発生しており、PCB廃棄物の運搬においても、これらによる危険をできるだけ回避する方策を検討する必要がある。

そのため、安全で安心できる収集運搬の手段、ルートなどについては、地域の実情を勘案して検討されるべきものであることから、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月策定、平成23年8月改訂）」を基本とし、北海道の地域状況を考慮して、北海道におけるPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として策定された「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（平成18年12月策定、平成24年1月改訂）」等を踏まえ、北海道及び関係都県は、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針、及び緊急時の連絡体制等について十分な協議・調整を行い、必要な情報の共有及び連携して収集運搬の状況の監視、指導や緊急時の対応を行い、適正な収集運搬を確保することとする。

収集運搬に当たっては、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、GPS等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用などによる漏洩防止対策を講じるとともに、また、冬季における交通障害に影響されず、処理施設において安定したPCB廃棄物の保管量を確保し、輸送事故による環境への影響をできるだけ少なくするために処理施設において必要かつ最小限の保管ができるよう、県内のPCB廃棄物の効率的な運搬の確保及び県内保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減すべく広域協議会において、国、JESCO、北海道及び室蘭市と協議、調整等を行うこととする。

(2) 低濃度PCB廃棄物の収集運搬

また、無害化処理認定施設への低濃度PCB廃棄物の搬入にあたっては、関係者に対して、国が策定した「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づき、適正な収

集運搬を行うよう指導することとする。

3 効率的な広域的処理体制確保のための方策

北海道事業は、広大な関係都県を処理対象区域するものであり、各地域で保管されているPCB廃棄物を効率的に収集運搬、処分することが必要である。このため、確実に期間内に処理するためには、次のとおり、PCB廃棄物を輸送、処理するための準備と処理の実施を保管事業者及び使用事業者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

- (1) 平成35年度末までの処分の期間を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、広域協議会での協議調整を経て、「茨城県PCB廃棄物処理実施計画」を策定して計画的に処理を行う。
- (2) 「茨城県PCB廃棄物処理実施計画」を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や使用事業者に処理の必要性をはじめ、収集運搬や処分の方法に関する説明会を開催するなどして、処理に向けての十分な事前の周知を図ることが必要である。

第3節 JESCOによる広域的な処理体制と処理施設の整備

1 広域処理施設整備の基本的考え方と施設の概要

北海道と関係都県は、室蘭市におけるJESCO北海道事業の拠点的な処理施設によりPCB廃棄物の無害化に向けた共同処理を実施するという基本的な認識のもと、国やJESCOと連携してPCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を推進することとする。

現在許可されている東京電力株式会社の自社処理施設を除き、JESCOの拠点施設で県内の全ての高濃度PCB廃棄物を対象に処理していくこととしているが、北海道事業の事業実施計画における処理施設は、高圧トランス等及び高圧コンデンサ等の電気機器に含まれるPCB廃棄物を日量約1.8トン分解し、安定器等・汚染物については日量約12.2トン熔融するものであることから、本県としても広域協議会の構成員として、基本原則に従って、安定器等や他のPCB廃棄物についても早期の処理ができるよう、国、JESCO、北海道及び室蘭市に要請していく。

また、県内の保管事業者に対し、JESCOが策定する受け入れ計画に基づき、北海道事業における計画的かつ適正な処理に向けた指導監督を行うこととする。

2 処理施設整備にあたっての配慮事項

JESCOの処理施設は、室蘭市の受入条件やJESCOの北海道事業実施計画に係る知事意見などの地域条件を踏まえ、JESCOが設置している「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会」で検討される。

なお、これまで北海道や室蘭市から、処理施設の整備について、主に次のような配慮事項が示されているところである。これらの受入条件等を遵守し、PCB廃棄物の安

全確保について万全の措置を講ずることが必要である。

- (1) 15 県は北海道や室蘭市と連携して、室蘭市において PCB 廃棄物の無害化に向けた共同処理を実施するという基本的な認識のもと、PCB 廃棄物の安全かつ適正な広域処理の推進に向け調整を行う場として広域協議会の設置及び運営に協力する。(今後、1 都 3 県が加わる予定。)
- (2) 関係都県は平成 16 年に明文化された北海道事業における取組事項に基づき、担うべき役割と責務を遂行する。
- (3) 関係都県は保管事業者に対し、北海道事業における計画的かつ適正に向けた指導監督を行う。
- (4) 関係都県は保管事業者及び収集運搬事業者に対し、国が策定する収集運搬ガイドラインの遵守、及び北海道が策定した「北海道 PCB 廃棄物収集運搬実務要領」に沿って、安全かつ効率的な収集運搬が実施されるよう指導監督を行う。
- (5) 関係都県における環境産業などを活用し、広域的な連携によるリサイクルの推進について情報交換等の取組みを行う。
- (6) 関係都県は北海道室蘭市との地域交流を促進する。

第4章 PCB廃棄物の適正処理推進に向けた方策

第1節 確実・適正な処理体制の確保と推進

1 PCB廃棄物の計画的な処理の推進

(1) 北海道、室蘭市及びJESCOとの連携強化と処理の促進

北海道事業における、収集運搬（積卸し含む）及び処理施設における安全性の確保について、広域協議会によって北海道、室蘭市及びJESCOとも連携を密にしながら、その基本的な考え方や実施方法、及び収集運搬、処理期間中の管理方法、緊急時の対応等について随時検討・実施していく。

また、当該事業の実施に当たっては、JESCOとの一体的な処理体制を構築するとともに、搬入量の調整等については、毎年度、広域協議会において、北海道、室蘭市及び関係主体とも十分に協議、調整するなど計画的な対応を図る。

(2) PCB廃棄物処理推進に向けた実施体制の構築

PCB廃棄物処理事業について、収集運搬、処分などいずれかの工程で支障を生じた場合、当該事業の運営に大きく影響を及ぼすことが予想される。

このため、PCB廃棄物の処理の推進にあたっては、県域内におけるPCB廃棄物の保管・使用状況等の把握、県及び市町村との連絡調整、緊急時におけるJESCO、収集運搬業者、警察、消防等との連絡・指示・調整を一体的にかつ的確に行えるよう実施体制の構築を図る。

2 安全かつ効率的な収集運搬計画の策定

収集運搬計画の策定に関しては、国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年3月策定、平成23年8月改訂）・「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」（平成25年6月策定）および「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（平成18年12月策定、平成24年1月改訂）」等の基本的な考え方を踏まえながら、当該事業における本県の役割や地理的特性に応じた収集運搬に係る事項を含め「茨城県PCB廃棄物処理実施計画」を策定する。

策定にあたっては、次の事項を考慮して策定するものとする。

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」，「消防法」，「労働安全衛生法」，「船舶安全法」，「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」及び「道路交通法」などの関係法令等に遵守した計画とする。
- ② 安全性の確保（フェイルセーフ，セーフティネットの考え方）を最優先した計画とする。
- ③ 緊急時の対応については、所管の警察や消防との連絡体制のあり方について十分に検討する。

- ④ P C B廃棄物保管事業者の負担を軽減するため、安全で効率的な収集運搬計画を定める。
- ⑤ 計画の策定に当たっては、県民や事業者の理解と協力のもと、J E S C Oとの協議、調整等を図りながら進めていく。

3 中小保管事業者等の処理促進に関する支援

(1) P C B廃棄物処理基金の造成

P C B廃棄物のうち、高濃度のP C Bを含む絶縁油を使用した高圧トランス等及び高圧コンデンサ等、安定器等・汚染物は、相当量のP C Bが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、P C Bを除去し、分解するために高額な費用を要することから、本県においても中小事業者等の費用負担の低減を図るため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されている「P C B廃棄物処理基金」に対し補助金を拠出する。

現在、国では、J E S C Oが行うP C B廃棄物処理事業について、中小事業者等が保管するP C B廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるほか、P C B廃棄物処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の評価、安全性の確保に係る研修及び研究等に係る費用の一部に充てるため、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成されるP C B廃棄物処理基金を独立行政法人環境再生保全機構に設置している。

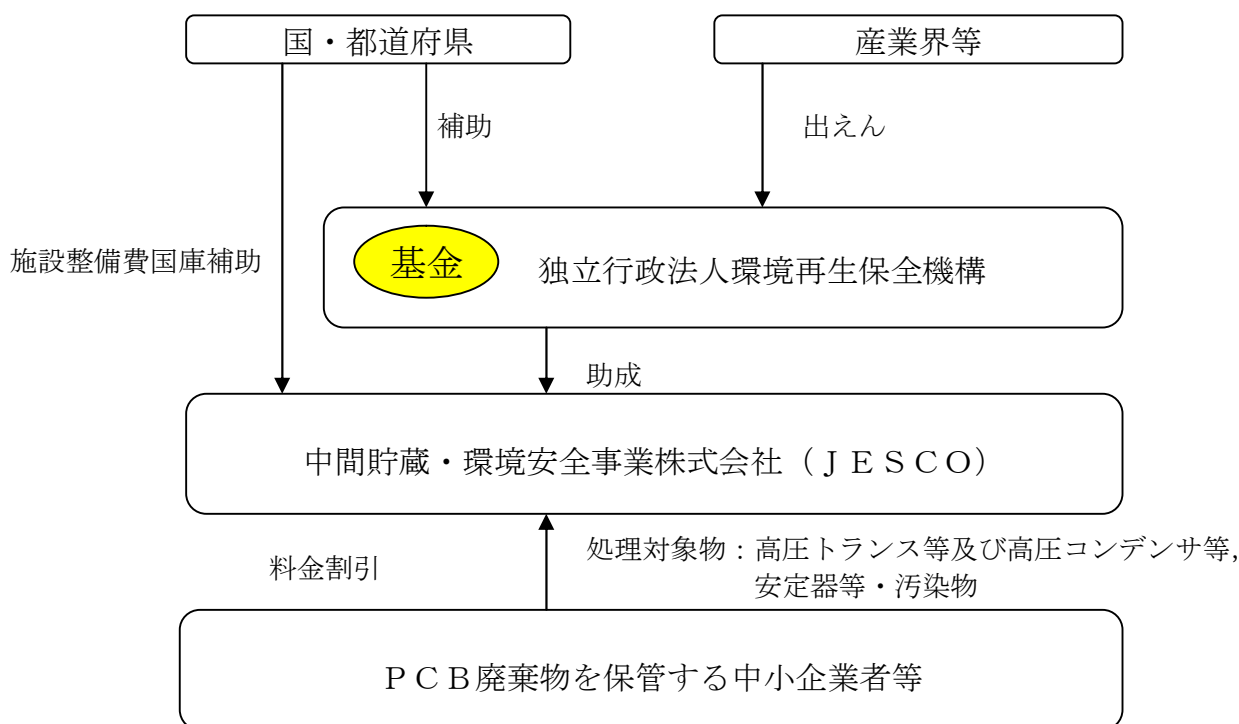


図3 P C B廃棄物処理基金の仕組み

(2) PCB廃棄物処理に関する促進策の検討

PCB廃棄物の適正処理を早期かつ確実に実施することは、環境汚染リスクの低減のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資するとともに、保管事業者の保管・管理費用等の負担軽減にもつながる。

このため、事業者処理責任の徹底を基本としながらも、費用負担能力の小さい中小事業者の早期かつ計画的な処理を促進・支援するため、新たな促進策について検討が行われた。

その結果、PCB廃棄物処理基金制度が改正され、事業を廃止して個人でPCB廃棄物を保管している者や、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い中小企業者等の負担が大きく軽減された。

(3) 製造者等のPCB廃棄物処理基金への資金の出えんの協力

PCBの製造者等は、難分解性である等の性質から、高額な処理費用を要することや、使用製品を製造した者としての社会的な責任に鑑み、PCB廃棄物処理基金への資金の拠出に協力することが求められている。

製造者等が基金に拠出した資金は、PCB廃棄物処理に際して、環境状況を把握するための監視・測定、安全性の評価、安全性確保のための研修・研究に係る費用、JESCOその他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となる高圧トランス等及び高圧コンデンサ等並びに安定器等・汚染物の保管に係る費用等に充てられている。

第2節 適正処理等に関する指導・周知の徹底

1 保管事業者に対する適正処理等の監視指導の徹底

県は、PCB廃棄物保管事業者に対して、適正処理が完了するまでの間、PCB特措法に基づく報告の徴収や廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守などについて周知徹底を図る。

また、計画的な立入検査等を実施し、県域内に保管されているPCB廃棄物の状態や保管場所の状況を的確に把握するなど、届出及び監視指導の徹底を図るとともに、PCB特措法施行令の定める平成39年3月31日の処理期限までに、県内に保管されたPCB廃棄物が確実に処理されるよう、早期処理の促進を図ることとする。

- ① 保管状況の公表、及び現地確認による個別情報を整備する。
- ② 県ホームページ等を活用した届出の周知徹底及び関係法令などの情報提供を行う。
- ③ 保管場所への計画的な立入検査（届出情報の現地確認、保管基準適合状況の確認等）を実施する。
- ④ 適正管理のあり方や緊急時の連絡体制等に関する講習会を開催する。

- ⑤ 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査を、国が作成した「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」等を活用して実施する。

なお、低濃度のPCBを含むものについては使用中のものが多く、県に対する使用状況の届出も義務付けられていないことから、重点的に調査し、計画的な期限内処理を促進する。

- ⑥ 説明会等を通じてPCB廃棄物の期限内処理を周知するとともに、期限内に処理できなかった場合には罰則等があることを伝え、早期処理の促進を行う。

2 使用事業者に対する適正管理の周知・徹底

県は、現在PCB製品を使用している事業者のうち、電気事業法に基づくPCB電気工作物所有者に対しては、将来処理が必要になることを踏まえ、関東東北産業保安監督部と協力・連携して、県内におけるPCB製品の使用状況等の実態把握に努める。

- ① 使用状況等の実態把握を行い、その結果についてはPCB廃棄物保管状況とともにPCB廃棄物情報として一元的に管理する。
- ② 使用停止後のPCB廃棄物については、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管されていた場所を管轄する産業保安監督部長に廃止届出をする必要があることや、不適正保管やPCB廃棄物以外のものとして不適正に処分されてはならないことを、県ホームページや広報などあらゆる手法を活用して周知徹底を図る。

3 収集運搬過程における安全対策の周知・徹底

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるためには、保管場所での積込みから処理施設での積下しまでの収集運搬過程全般を通じた安全対策の実施が不可欠である。

このため、PCB廃棄物を自ら収集運搬する事業者、及びPCB廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬許可業者に対して、国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、 「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び北海道が策定した「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」についての周知徹底を図る。

- ① 事業者による緊急連絡体制の整備や緊急対応マニュアル等の作成に対しては必要な助言・指導を行う。
- ② 収集運搬車両の運行状況がリアルタイムで確認できる運行管理システムの導入等について、JESCO、北海道、室蘭市、関係都県とともに協議、検討を行う。

第3節 広域的管理体制の整備と情報公開の推進

1 広域的な連絡体制の整備

PCB廃棄物の広域的な処理を円滑に推進するためには、北海道、室蘭市、JESCO、関係都県との調整、協力・連携等が不可欠である。特に処理施設での受入量に見合った無理のない搬入を実施するためには、多量保管事業者の意向を踏えつつ、入念な調整を行うなど計画的な対応が必要である。

このため、今後、広域協議会における調整機能の充実と連絡体制の強化を図ることとする。

2 保管・管理情報等のデータベース化の促進

PCB特措法では、保管事業者に対してPCB廃棄物の保管・処分等の状況を毎年度報告することが義務付けられており、県は、これらの内容を把握するとともに縦覧・公表を行っている。

一方、使用中のPCB製品については前述のとおり、その使用実態が十分に明らかになっていないことから、関東東北産業保安監督部と連携・協力し、使用状況等についても実態把握に努めるものとする。

PCB廃棄物の早期かつ確実・適正な処理を推進するためには、関係者の相互理解を深めることが重要であるため、これらPCB廃棄物の保管状況や使用中の管理状況等の情報を県民を含む全ての関係者で共有化できるよう、廃棄物情報提供システムの充実（情報のデータベース化）を図っていく。

- ① 保管・管理状況等の報告や調査情報のデータベース化を行い、PCB廃棄物情報の一元管理を図るとともに、これらの情報を県ホームページで公表する。
- ② データベース化された情報は、今後収集運搬計画や処理計画の進捗状況等の点検・評価を行う際に活用する。

3 事業者や県民の理解を深めるための情報公開の推進

(1) 関係機関の役割と連携

PCB廃棄物の処理については、国、JESCO、北海道、室蘭市、関係都県、市町村、保管事業者、使用事業者など多くの関係者が以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進しなければならない。

○ 国の責務と役割

- ・高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設整備の推進
- ・廃棄物処理法に基づく低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定
- ・PCB廃棄物処理基金の造成
- ・収集運搬の技術指針等の策定及び広域的な収集運搬体制の確保
- ・PCB製造事業者及び使用事業者への要請、指導
- ・北海道と関係都県の調整広域協議会の運営への協力
- ・JESCOの指導・監督 など

- J E S C Oの責務と役割
 - ・安全性を確保した処理施設の設置と処理事業の実施
 - ・P C B処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
 - ・北海道，室蘭市との環境保全協定の締結
 - ・北海道事業に係るモニタリングの実施とその情報提供
 - ・安全性に関する住民に対する説明
 - ・広域協議会の運営への協力 など

- 北海道の責務と役割
 - ・P C B特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への指導
 - ・廃棄物処理法に基づく処理施設の安全性の確認及び処理事業者の指導監督
 - ・広域協議会の設置，運営
 - ・北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議の設置，運営
 - ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整，指導
 - ・大気汚染防止法などの環境関係法令に基づく環境モニタリングの実施
 - ・北海道事業に係る情報の提供
 - ・P C B処理基金の造成及びP C B廃棄物処理に関する普及啓発 など

- 室蘭市の責務と役割
 - ・処理施設立地や処理事業の安全性に関する住民説明
 - ・北海道事業に係る広域協議会への参画
 - ・北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議の設置，運営
 - ・北海道事業に係る情報の提供
 - ・環境保全協定に基づくJ E S C Oの指導・監督
 - ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施 など

- 県の責務と役割
 - ・P C B廃棄物処理計画の策定
 - ・低濃度のものも含め，未処理のP C B使用製品及び未把握のP C B廃棄物の掘り起こし調査の実施及び計画的な期限内適正処理の促進
 - ・P C B特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への指導
 - ・国の「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」，「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」，北海道が策定した「北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領」，J E S C Oが策定する受入計画を踏まえた指導監督
 - ・広域協議会への参画及び北海道室蘭市との地域交流の促進
 - ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整，指導
 - ・P C B処理情報センターを通じた施設整備計画，処理計画等，収集運搬情報，処理施設情報，モニタリング情報等の提供
 - ・P C B処理基金の造成及びP C B廃棄物処理に関する普及啓発 など

- 市町村の責務と役割
 - ・住民及び保管事業者へのP C B廃棄物関係情報の提供 など

- 保管事業者・使用事業者の責務と役割
 - ・P C B廃棄物の適切な保管及び期限内適正処理の実施

- ・ P C B 特措法に基づく保管及び処理に関する届出
- ・ 計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力 など

○ 収集運搬業者の責務と役割

- ・ 廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
- ・ 国の「P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」及び「低濃度 P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」並びに道の「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」等に基づく安全かつ確実な収集運搬の実施
- ・ 計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力 など

(2) 県民の理解を深めるための取組

P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、P C B 廃棄物処理事業の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、県は、リスクコミュニケーションに基づく情報の共有化を積極的に推進する。

- ① J E S C O が設置する P C B 処理情報センターの情報を積極的に活用する。
- ② 県ホームページ等による P C B 廃棄物保管（使用）状況等の情報を公開する。
- ③ 茨城県 P C B 廃棄物処理計画及び茨城県 P C B 廃棄物処理実施計画の周知に努める。

(3) 事業者の理解を深めるための取組

P C B 廃棄物を期限内に適正に処分し、環境汚染リスクの低減を図るためには、P C B 廃棄物処理事業の重要性や事業者処理責任の原則を周知し、事業者の理解と協力を得ながら進めていくことが必要である。

このため、保管事業者（使用事業者を含む。）の理解と協力を深めるための積極的な情報提供や P C B 廃棄物に係るセミナー等を開催する。

- ① J E S C O が設置する P C B 処理情報センターの情報を積極的に活用する。
- ② 県ホームページ等による P C B 廃棄物保管（使用）状況等の情報を公開する。
- ③ 茨城県 P C B 廃棄物処理計画及び茨城県 P C B 廃棄物処理実施計画等の周知に努める。
- ④ P C B に関する基礎情報、関係法令に関する講習会・研修会等を適宜開催する。

第5章 計画の推進に向けた協力体制

第1節 関係者の責務と役割

1 PCB廃棄物保管事業者

(1) 届出の実施

PCB廃棄物保管事業者は、PCB特措法に基づき、PCB廃棄物を適正に保管管理するとともに、その保管・処分の状況を毎年度、県に届け出るほか、一定の期間内に適正に処分する。

(2) 適正な管理・保管

保管中のPCB廃棄物が適正に処理されるまでの間、保管事業者は県の指導や助言にしたがって、PCBの漏洩等による生活環境の保全上支障が生じないように適正に管理し、必要に応じて改善のための対策を講じるとともに、紛失又はPCB廃棄物でないものとして不適正に処分することのないよう特別管理産業廃棄物管理責任者のもと、適正な管理・保管に努める。

(3) 安全・適切な処分の実施

ア 北海道事業におけるPCB廃棄物の処分にあたっては、今後、県の作成する「茨城県PCB廃棄物処理実施計画」に基づき安全・適正に処分することとし、同事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うこととする。

イ 事業者自らの責任において処分する場合は、PCB特措法及び関係法令等を遵守することはもちろんのこと、県の指導等に従い、期間内（平成38年度末）に確実かつ安全・適正に処分するものとする。

2 国，JESCO

国は、PCB特措法に基づき、北海道PCB廃棄物処理事業の全般を統括し、事業の実施主体であるJESCOを指導監督することとなっている。

JESCOは、事業主体として、本県を含む北関東、甲信越、東北及び北陸の15県に存する高圧トランス及び高圧コンデンサと安定器等・汚染物（南関東の1都3県に保管されているものも含める。）を安全かつ確実に処理することはもちろんのこと、PCB廃棄物の処理に関する安全対策、環境保全対策などの情報の一元的管理を行い、施設周辺住民及び県民、事業者に対して、積極的な情報公開に努めるとともに、北海道、室蘭市、関係都県との協力・連携に努め、広域処理事業を円滑に推進する。

3 県

(1) 茨城県PCB廃棄物処理計画の策定

県は、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、計画対象区域内におけるPCB廃棄物の早期かつ確実な適正処理を確保するため、県PCB廃棄物処理計画を策定するとともに、広く県民、事業者等の周知を図る。

(2) PCB廃棄物保管事業者等に対する指導等の実施

PCB廃棄物保管事業者に対しては、PCB廃棄物特措法に基づき、毎年度保管・処分状況の報告を徴収し、これを公表する。また、PCB使用事業者（電気工作物所有者）についてもその実態の把握を行い、PCB廃棄物保管事業者と同様に適正な保管・管理方法、早期の使用停止・期限内の処分に関して計画的な取組、処分に当たっての安全な収集運搬の確保等を講じるよう、本計画に則って必要な指導等を徹底する。

(3) 北海道事業の推進

国、JESCOが進める北海道PCB廃棄物処理事業に対しては、本計画実現の根幹をなすものであり、国、JESCO、北海道、室蘭市及び関係都県との役割分担を踏まえた上で一体となって推進する。

(4) 「茨城県PCB廃棄物処理実施計画」の策定

広域的な収集運搬体制の確保や効率的な搬入量の調整などについては、JESCO、北海道、室蘭市及び関係都県との相互の連携・協力等が必要であり、広域協議会等において協議、調整等を行ったうえで、毎年度「茨城県PCB廃棄物処理実施計画」を策定する。

(5) 関係機関との連携協力

県は、本計画で掲げた期限内の適正処理等の目標を達成するため、関係各機関と協力・連携し、所管内のPCB廃棄物の早期かつ適正な処理の促進に努めるものとする。

なお、期限内の適正処理が完了するまでの間は、PCB特措法及び廃棄物処理法に基づき、所管内のPCB保管事業者（使用事業者を含む）の届出及び適正保管等に対して監視指導を行うものとする。

(6) PCB廃棄物処理基金の造成

県は、国と協調して、PCB廃棄物処理基金の造成を行う。

(7) 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査

未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査を、国が作成した「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」等を活用して実施する。

なお、低濃度のPCBを含むものについては使用中のものが多く、県に対する使用状況の届出も義務付けられていないことから、重点的に調査し、計画的な期限内処理を促進する。

(8) 北海道室蘭市との地域交流の促進

県は、処理施設の地元地域である北海道室蘭市との地域交流を促進するため、県内の各関係機関に対して北海道PCB処理事業所の視察の案内等を行うこととする。

第2節 計画の推進

県内のPCB廃棄物が本計画で掲げた期限内の適正処理を実現するため、国、JESCO、北海道、室蘭市へ要請するとともに、PCB特措法のもと、事業者処理責任

の原則を基本とし、保管事業者、国、J E S C O、室蘭市及び関係都県、県民など全ての関係者の理解と協力・連携を図るとともに、北海道事業を円滑に推進するため、広域収集運搬体制の整備や安全性の確保等に関しては、引き続き広域協議会において、協議、調整等を行っていくものとする。